第10回新型コロナウイルス感染症対策本部 議事録

令和2年4月27日(月)幹部会議終了後

1 緊急事態宣言に関する5月7日以降の市の対応について

<教育文化部長>

小中学校の休校期間が5月末まで延長となったことに伴い、市施設の休館期間も同様とする。

公民館の行事についても、準備を含めて中止の検討をしていただくよう働きかける(9月までを予定)。

<環境部長>

環境部の所管する施設も、同様に5月末まで休館とする。

<経済部長>

今後のイベントの中止について、ウェブサイトに掲載されているとおりである。今後 の見通しは未だ立っていない。

<建設部長>

土のうの配布を含め、イベントはすべて中止とした。会議は書面により開催している。 生活関連土木事業の地域要望の現地調査については、緊急事態宣言が解除されれば、 状況を見て6月以降に希望があれば実施していく予定。

<こども部長>

イベントについては、基本的に 5 月末まで中止とするが、徐々に平時の状況に戻していきたい。

<市民健康部長>

乳幼児健診については、6月以降は、それぞれ段階的に再開していく予定。

<消防長>

救命講習の要望が多いが、現時点ではすべてお断りしている。

<総合政策部長>

市民活動支援センターの会議室などは5月末まで休止とする。

<福祉部長>

基本的には、5月末までは事業も施設も休止とする。

介護認定については、書面のみでの手続きが難しいため、医師会と相談しながら実施 していく。

<建築担当部長>

市営住宅家賃の支払い猶予については、雇用関係が厳しい情勢であるため、緊急事態宣言が解除されたとしても、当面の間継続していく。

<市長>

現状では、緊急事態宣言が5月7日以降も延長されることを前提に考えておくべき。

<総合政策部長>

広報 5 月号は休刊とする予定。6 月号の配布についても、5 月中に町内会での作業が発生することから、何らかの措置を講じる必要がある。現在、ポスティングによる全戸配布を検討している。

<副市長>

高齢者などにとっては、広報誌は貴重な情報源。再開を望む声も多いと聞いている。

<環境部長>

緊急事態宣言が延長される場合、情報の発信時期について懸念を抱いている。政府の 発表がなくとも、5月7日以降の情報を先行して配信していきたい。

<市長>

5月7日以降の市としての対応について、大型連休に入る前、遅くとも5月1日までに報道発表を行えるように準備を進めておくこと。

<まちづくり部長>

公園利用の規制については、路上駐車の問題など難しい点が多い。一部の新聞社も注目している。

関係部署の連絡網などを活用して、注意喚起・呼びかけの協力をお願いしたい。

<副市長>

市ウェブサイトにも「閉館・閉園している」とただ記載するだけでなく、そのあたりの情報も載せて積極的にアピールすべき。

<総合政策部長>

緊急事態宣言の延長の有無に関わらず、市の対応はこうするというメッセージを、5 月1日にしっかり発信したい。

<経済部長>

予約制をとっている施設利用については、状況を見て柔軟に対応できる。

<総務部長>

国勢調査について、現時点での予定だと、5月11日に町内会長に依頼文を発出することになっているが、この状況下でのやり方を再考する必要がある。

<建設部長>

生活関連土木事業要望に関しては、緊急事態宣言が解除されるまで、町内会の現地立会いは遠慮していただいている。解除されたとしても、1ヶ月ほどは様子を見て、希望があれば立会いをするというやり方をとる。

<市長>

どんな案件であれ、市としての対応を統一するため、町内会に何かしらの依頼をする場合は市民協働課で取りまとめる必要がある。ただし、5月中の町内会への依頼はなるべく控えること。

<総務部長>

職員の勤務体制について。緊急事態宣言が解除された場合、時差出勤の枠は通常通り (i-スタイル勤務)に戻り、在宅勤務は中止とする。テレワークについては、管理職は 引き続き継続するが、一般職については中断する。

<危機管理監>

イベントの中止や施設の休館情報の取りまとめについては、危機管理課で取りまとめて公表する。

2 市長方針・訓示

<市長>

休業協力金や公園利用の注意点など、重要な情報は市ウェブサイトのトップページに 掲出し、今一度注意喚起すること。

テレワークや時差出勤も積極的に活用し、市役所の人口密度をできるだけ小さくするように心掛けること。

大型連休に入る前に、市ウェブサイトに市長メッセージを掲載する予定。